

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、雇用保険二事業の一層の効果的・効率的な遂行を図る観点から、各事業の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

厚生労働省

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 調査実施時期

平成 20 年 12 月～22 年 1 月